

○日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月25日
条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27条例58・平29条例2・令3条例31・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、日田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第28号)第2条第1項に規定する実施機関をいう。

(令4条例28・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、本市の特性に応じた施策を実施するものとする。

(平27条例58・一部改正)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び実施機関が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、当該実施機関が法別表の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された利用特定個人情報を、特定個人番号利用事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けられる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

5 別表第1に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(平27条例58・令6条例25・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報の提供をできる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報の提供をするときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(平27条例58・追加、平29条例2・令3条例31・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平27条例58・旧第5条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 実施機関は、施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成27年12月22日条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 実施機関は、施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成28年3月25日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月28日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第2号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年3月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月22日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月2日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月27日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平27条例58・追加、平28条例42・令3条例32・令6条例34・一部改正)

機関	事務
1 市長	日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年条例第35号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和56年条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

3 市長	日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第45号)による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	日田市子ども医療費の助成に関する条例(平成11年条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第45号)によるその他住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5の2 市長	日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第6号)による利用者負担額又は保育園の保育費用に係る負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6の2 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	知的障がいがあると判定された者等に対し交付する手帳(以下「療育手帳」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	軽度・中度の聴覚障がい児に対する支援に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	日田市奨学資金に関する条例(平成23年条例第41号)による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
11の2 教育委員会	日田市みどりの給付型奨学金に関する条例(令和6年条例第34号)による給付型奨学金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	小中学校に在学する児童生徒に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

(平27条例58・追加、平28条例10・平28条例42・平30条例4・平30条例38・令3条例32・令6条例35・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は療育手帳に関する情報(以下「療育手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」とい

	る事務であって規則で定めるもの	う。)、 <u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、 <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u> による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、 <u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)</u> による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、 <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)</u> による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	<u>児童福祉法</u> による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 <u>児童手当法(昭和46年法律第73号)</u> による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)</u> による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	<u>身体障害者福祉法</u> による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u> による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	<u>生活保護法</u> による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、障害者関係情報、 <u>公営住宅法(昭和26年法律第193号)</u> による公営住宅(<u>同法第2条第2号</u> に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)、 <u>住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)</u> による改良住宅(<u>同法第2条第6項</u> に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報(以下「改良住宅関係情報」という。)、 <u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)</u> による賃貸住宅(<u>同法第6条</u> に規定する賃貸住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「特定公共賃貸住宅関係情報」という。)、 <u>且田市営再開発住宅の設置及び管理条例</u> による再開発住宅の管理に関する情報(以下「再開発住宅関係情報」という。)、 <u>且田市営その他住宅の設置及び管理条例</u> によるその他住宅の管理に関する情報(以下「その他住宅関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

8 市長	<u>地方税法</u> その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	<u>公営住宅法</u> による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	<u>学校保健安全法</u> (昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	小中学校に在学する児童生徒に対する就学援助に関する情報(以下「就学援助関係情報(医療費以外)」といふ。)であって規則で定めるもの
11 市長	<u>国民健康保険法</u> (昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例</u> による医療費の支給に関する情報(以下「重度心身障害者医療関係情報」といふ。)、 <u>日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療関係情報」といふ。)、 <u>日田市子ども医療費の助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11の2 市長	<u>国民年金法</u> (昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	<u>知的障害者福祉法</u> (昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	<u>住宅地区改良法</u> による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	<u>児童扶養手当法</u> (昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	<u>老人福祉法</u> (昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、児童手当関係情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

17 市長	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、 <u>児童福祉法</u> による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。以下同じ。)に関する情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、 <u>児童福祉法</u> による障害児入所支援若しくは措置に関する情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	<u>母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	<u>児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	児童扶養手当関係情報又は <u>児童福祉法</u> による障害児入所支援若しくは措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	<u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	<u>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	住民票関係情報、障害者関係情報、公営住宅関係情報、改良住宅関係情報、特定公共賃貸住宅関係情報、再開発住宅関係情報、その他住宅関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	<u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	<u>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援</u>	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
27 市長	<u>子ども・子育て支援法</u> による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
28 市長	<u>日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例</u> による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
29 市長	<u>日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
30 市長	<u>日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例</u> による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
31 市長	<u>日田市子ども医療費の助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
32 市長	<u>日田市営その他住宅の設置及び管理に関する条例</u> によるその他住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
32の2 市長	<u>日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例</u> による利用者負担額又は保育園の保育費用に係る負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
33 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

		情報、その他住宅関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
34 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	軽度・中度の聴覚障がい児に対する支援に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、外国人生活保護関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

(平27条例58・追加、令6条例34・一部改正)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報(以下「就学援助関係情報(医療費)」という。)、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する情報(以下「特別支援就学援助関係情報」という。)又は就学援助関係情報(医療費以外)であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学援助関係情報(医療費)、特別支援就学援助関係情報又は就学援助関係情報(医療費以外)であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	就学援助関係情報(医療費)、特別支援就学援助関係情報又は就学援助関係情報(医療費以外)であつて規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
5 教育委員会	且田市奨学資金に関する条例による奨学資金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
5の2 教育委員会	且田市みどりの給付型奨学金に関する条例による給付型奨学金の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
6 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法	市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの

	施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの		
7 教育委員会	小中学校に在学する児童生徒に対する就学援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの